

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療施行規則

(平成20年4月1日規則第2号)

最終改正：平成28年3月29日規則第3号

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 被保険者（第2条—第7条）
 - 第3章 保険給付（第8条—第22条）
 - 第4章 保険料（第23条—第29条）
 - 第5章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の施行については、法令及び福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 被保険者

（障害認定の申請書及び資格取得の届書）

第2条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第8条に規定する申請書並びに施行規則第10条、第11条及び第22条から第26条までに規定する届書は、後期高齢者医療障害（認定・認定撤回）申請書、後期高齢者医療被保険者資格取得（喪失・変更）届書（様式第1号）とする。

2 福島県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、前項の申請書、届書の提出があったときは、これを審査し、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「施行令」という。）別表に定める程度の障害の状態に該当すると認めるときは、後期高齢者医療被保険者証（様式第2号。以下「被保険者証」という。）を交付し、同条別表に定める程度の障害の状態に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届書）

第3条 施行規則第12条に規定する届書は、後期高齢者医療住所地特例適用（変更・終了）届書（様式第5号）とする。

（被保険者証等の再交付申請書）

第4条 施行規則第19条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書（様式第6号）とする。

（被保険者証の更新等）

第5条 施行規則第20条第1項の規定による被保険者証の更新及び施行規則第21条の規定による被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）の更新は、1年ごとに行う。

2 被保険者証等の更新期日は、毎年8月1日とする。

3 広域連合長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、1年を超えない範囲において更新の期日を別に定めることができる。

（無効の被保険者証等の告示）

第6条 広域連合長は、施行規則第19条第1項の規定による再交付申請の際に、当該申請書に添付されなかった被保険者証について、速やかに無効告示するものとする。

（証明書の申請）

第7条 次の表の左欄に掲げる事項の証明書の交付を受けようとする者は、後期高齢者医療被保険者資格（取得・喪失）証明書交付申請書、後期高齢者医療被扶養者該当・障害・特定疾病認定証明書交付申請書、後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書（様式第7号）を広域連合長に提出しなければならない。この場合において、広域連合長が交付する証明書は、次の表の左欄に掲げる証明事項の区分に応じ、当該右欄に掲げる証明書とする。

証明事項		証明書
被保険者資格の取得又は喪失		後期高齢者医療被保険者資格（取得・喪失）証明書（様式第8号）
被保険者の住所の変更により当該被保険者資格の喪失又は変更が生じる場合における次に係る事項	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第99条第2項の規定による被扶養者に該当する被保険者であったこと。	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書（様式第10号）
	施行規則第8条第1項の規定による障害認定	高齢者の医療の確保に関する法律による障害認定証明書（様式第10号）
	施行規則第62条第4項の規定による特定疾病認定	高齢者の医療の確保に関する法律による特定疾病認定証明書（様式第10号）
被保険者が広域連合の区域外に住所変更することにより当該被保険者資格を喪失する場合における負担区分等		後期高齢者医療負担区分等証明書（様式第12号）

第3章 保険給付

（基準収入額の適用申請書等）

第8条 施行規則第32条に規定する申請書は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書（様式第13号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、施行令第7条第

3項に規定する要件に該当すると認めるときは、負担区分を変更し、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書（様式第14号）により当該被保険者に通知するものとする。

（一部負担金の減免及び徴収の猶予申請書等）

第9条 施行規則第33条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書（様式第15号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその要否を決定し、後期高齢者医療一部負担金減額証明書（様式第16号）又は後期高齢者医療一部負担金免除証明書（様式第17号）若しくは後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書（様式第18号）を交付し、又は後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書（様式第19号）により当該申請者に通知するものとする。

（食事療養標準負担額差額の支給申請書等）

第10条 施行規則第37条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療食事療養差額支給申請書（様式第20号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書（様式第21号）又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（様式第22号）により当該申請者に通知するものとする。

（生活療養標準負担額差額の支給申請書等）

第11条 施行規則第42条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療生活療養差額支給申請書（様式第23号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（第三者の行為による被害の届出）

第12条 施行規則第46条に規定する届書は、第三者行為等による被害届（様式第24号）とする。

（療養費の支給申請書等）

第13条 施行規則第47条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療療養費支給申請書（様式第25号）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる療養費の支給に係る施行規則第47条第1項に規定する申請書は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補装具に係る療養費の支給申請書 後期高齢者医療療養費支給申請書（補装具）（様式第25号の2）

(2) はり、きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る療養費の支給申請書 はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月1日保医発第1001002号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について（平成22年5月24日保医発0524第4号厚生労働省保険局医療課長通知）による。

(3) 東北厚生局福島事務所長及び福島県知事に受領委任の取扱に係る登録を行っている

柔道整復師又は東北厚生局福島事務所長及び福島県知事から受領委任の承諾を受けている柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書 柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）に定める協定書又は受領委任の取扱規程による。

- 3 広域連合長は、前2項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（特別療養費の支給申請書等）

第14条 施行規則第54条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療特別療養費支給申請書（様式第26号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（移送費の支給申請書等）

第15条 施行規則第60条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療移送費支給申請書（様式第27号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（特定疾病認定の申請書等）

第16条 施行規則第62条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療特定疾病認定申請書（様式第28号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、施行令第14条第6項に規定する要件に該当すると認めるときは、後期高齢者医療特定疾病療養受療証を交付し、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書（様式第29号）により当該被保険者に通知するものとする。

（限度額適用・標準負担額減額認定の申請書等）

第17条 施行規則第67条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第30号）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、施行令第16条第1項第1号ハ又はニに規定する事由に該当すると認めるときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を交付し、同項に規定する事由に該当しないと認めるときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書（様式第31号）により当該被保険者に通知するものとする。

（限度額適用・標準負担額減額認定証の更新）

第18条 施行規則第67条第6項の規定により準用する施行規則第20条に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は、1年ごとに行う。

- 2 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新期日は、広域連合長が特に必要と認めるときを除き、毎年8月1日とする。

（高額療養費の支給申請書等）

第19条 施行規則第70条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書（様式第32号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（高額介護合算療養費の支給申請書等）

第20条 施行規則第71条の9第1項及び第71条の10第1項に規定する申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第33号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 施行規則第71条の9第4項に規定する通知は、高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票（様式第34号）により行うものとする。

4 施行規則第71条の10第2項に規定する証明書は、後期高齢者医療自己負担額証明書（様式第35号）とする。

（葬祭費の支給申請書等）

第21条 被保険者の葬祭を行う者は、条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書（様式第36号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により葬祭を行う者に通知するものとする。

（後期高齢者医療給付費の一時差止通知）

第22条 広域連合長は、法第92条第1項又は第2項の規定により後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることを決定したときは、後期高齢者医療給付の一時差止通知書（様式第37号）により当該被保険者に通知するものとする。

第4章 保険料

（保険料の額の通知）

第23条 広域連合長は、条例第19条に規定する保険料の額の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 保険料額の算定基礎及び算定方法
- (6) 当該年度分の保険料額又は仮徴収額

（保険料の徴収猶予申請書等）

第24条 条例第20条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請

書（様式第38号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書（様式第39号）又は後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書（様式第40号）により当該申請者に通知するものとする。

（保険料徴収猶予事由の消滅申告書）

第25条 条例第20条第3項に規定する申告書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予事由消滅申告書（様式第41号）とする。

（保険料の徴収猶予の取消し）

第26条 広域連合長は、条例第20条第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けていた被保険者及び連帯納付義務者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険料の徴収猶予を取り消すものとし、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書（様式第42号）により当該保険料の徴収猶予を受けていた者に通知するものとする。

(1) 当該保険料の徴収猶予の理由が消滅したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により保険料の徴収猶予を受けたとき。

（保険料の減免申請書等）

第27条 条例第21条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第43号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、後期高齢者医療保険料減免決定通知書（様式第44号）又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書（様式第45号）により当該申請者に通知するものとする。

（保険料減免事由の消滅申告書）

第28条 条例第21条第3項に規定する申告書は、後期高齢者医療保険料減免事由消滅申告書（様式第46号）とする。

（保険料の減免の取消し）

第29条 広域連合長は、条例第21条第1項の規定により保険料の減免を受けていた被保険者及び連帯納付義務者について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険料の減免を取り消すものとし、後期高齢者医療保険料減免取消通知書（様式第47号）により当該保険料の減免を受けていた者に通知するものとする。

(1) 当該保険料の減免の理由が消滅したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により保険料の減免を受けたとき。

第5章 雑則

（委任）

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（被保険者証等の有効期限の特例）

第2条 平成20年4月1日から平成20年7月31日までに交付する第6条第1項に規定する被保険者証の更新は、第6条の規定にかかわらず、平成21年8月1日とする。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

附 則（平成20年7月29日規則第5号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成20年9月26日規則第7号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第8号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成21年3月24日規則第1号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成21年7月27日規則第7号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年8月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成22年5月28日規則第5号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分

の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成22年7月12日規則第6号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年7月17日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年2月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）（平成23年3月28日規則第2号）

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則

（施行期日）（平成24年3月30日規則第2号）

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則

（施行期日）（平成25年7月5日規則第3号）

第1条 この規則は、平成25年7月5日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則

（施行期日）（平成27年12月15日規則第4号）

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（平成28年3月29日規則第3号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（様式については、省略）